

京 都 大 学 大 学 院 経 営 管 理 教 育 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 8 条 通則第 5 3 条の 8 第 1 項又は第 2 項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 前項の規定による許可の願い出については、前条 2 の規定を準用する。</p> <p>第 9 条 次の各号に掲げる科目及び単位数は、教授会の議を経て、課程の修了に必要な科目及び単位数として認定することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前 2 条の規定により履修した科目及び単位数の一部又は全部</p> <p>(3) (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 8 条 通則第 5 3 条の 8 第 1 項から第 3 項までの規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>第 9 条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日から施行し、平成 2 5 年 1 2 月 1 日から適用する。</p>